

令和7年10月

定例農業委員会総会 議事録

令和7年10月9日（木）

宗像市農業委員会

令和7年10月 宗像市農業委員会 定例総会

招集年月日	令和7年10月9日				
招集の場所	宗像市役所本館 第304会議室				
会議の日時 及び宣告	開会	令和7年10月9日	午後4時00分	会 長	吉武 順子
	閉会	令和7年10月9日	午後4時50分		
	休憩	なし			
応（不応）召集委員及び出席並びに欠席委員 出席15人 欠席0人					
議席番号	氏 名	出 欠	議席番号	氏 名	出 欠
1	吉武 順子	○	13	石松 健一郎	
2	田中 康雄	○	14	佐藤 裕治	○
3	薄 幸一	○	15	吉永 和義	
4	岩佐 政子	○	16	寺尾 悦治	○
5	内田 浩徳	○	17	福嶋 仁士	○
6	松井 徳一郎	○	18	和田 孝夫	
7	安永 正志	○	19	中富 清美	
8	中山 博之	○	20	原田 義久	
9	網脇 正幸	○	21	深田 誠	
10	山下 隆広	○	22	白石 拓也	
11	天野 寛子	○	23	石松 幸夫	
12	山田 堅	○			
農業委員会事務局職員 田志事務局長 河野主任主事					
途中入場・退場 委員及び時間	入場	なし			
	退場	なし			
議事録署名人	12番	山田 堅	2番	田中 康雄	

令和7年10月定例農業委員会総会会議結果

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| | 受付NO1 承認 |
| | 受付NO2 承認 |
| | 受付NO3 承認 |
| 第2号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| | 受付NO1 承認 |
| 第3号議案 | 農用地利用集積等促進計画（農地売買等事業）について |
| | 受付NO1 承認 |
| | 受付NO2 承認 |
| 第4号議案 | 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業）に係る意見聴取について |
| | 承認 |
| 第5号議案 | 農業振興地域整備計画の変更について |
| | 受付NO1 承認 |
| | 受付NO2 承認 |
| | 受付NO3 承認 |

○議長

令和7年10月の定例農業委員会総会を、ただいまより開会いたします。

ただいまの出席委員は15名です。

よって、令和7年10月定例農業委員会総会は成立いたしました。

本日の議事は、お手元に配布しているとおりでございます。なお、総会中に発言をされる委員は挙手をし、議長の指名を受けたのち、起立して発言してください。

会議中につきましては、私語をされないように、皆様のご協力をお願いいたします。

○議長

次に、議事録署名人を宗像市農業委員会会議規則第14条第2項によりまして議長の指名となっていますので、指名いたします。よろしくをお願いいたします。

○議長

それでは、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。3件の案件が申請されています。受付NO1について審議を行います。事務局から説明を受けたいと思います。受付NO1については、譲受人が委員になりますので、一旦退室をお願いいたします。

(委員 退室)

○事務局

(第1号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1の説明がありました。次に、担当地区委員の説明は、私から説明したいと思います。

○会長

譲受人の●●さんはみなさんご存じの●●さんで、法人経営で認定農業者であり、個人でも農地を所有しています。資料は個人の申請になりますので、31348㎡と自作地の面積となっております。法人の経営面積を含めると、約22ヘクタールという規模になります。譲渡人の●●さんは●●在住で離農状態です。以前、●●さんとの間で農地の売買がありまして、その関係で●●さん所有の他の農地についても引き受けてもらえないかとの話があり、現在みかんが植わっている畑をそのまま譲り受け、栽培管理を継続する意向であります。特に問題ないものと判断しております。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいま、譲受人、譲渡人について、担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO1につい

て、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、許可することに決定いたします。

(委員 入室)

○議長

つづきまして、受付NO2について、事務局より説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いいたします

○事務局

(第1号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO2の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。委員お願いいたします。

○委員

2番について説明します。譲渡人の3名、名字が違いますけど●●さんの親族になります。家は以前売却して、田んぼはそのまま所有していて、遠方に住んでいるなど面倒を見れなくなったため、●●さんが購入することになりました。特には問題ないと思います。以上です。

○議長

ただいま、譲受人、譲渡人について、担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO3について、事務局より説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いいたします。

○事務局

(第1号議案の受付NO3について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO3の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

譲受人の●●さんは、この隣の田んぼを耕作しておられ、申請地は2年ほど耕作がされておらず、譲渡人の●●さんが●●さんに相談したところ、●●さんが譲り受けて耕作をされるということで話がまとまっています。以上です。

○議長

ただいま、譲受人、譲渡人について、担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO3について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO3について、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1件の案件が申請されています。受付NO1について事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第2号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から第2号議案受付NO1の説明がありました。次に、担当地区委員の説明は、私から説明したいと思います。

○会長

今年度、農業委員会にて審議をいたしました●●地区の●●事業に伴いまして、譲受人の●●が資材置場の移転先を探しており、事業関係者である譲渡人の●●さんに相談があり、話がまとまったとのこと。●●の定款によりますと、左官業、造園業のようで、資材置場の必要性はうなずけます。申請地は、昨年農地利用状況調査では、草刈り管理と一部家庭菜園でしたが、現在は、利用者への意向伝達もスムーズに行われておりまして、一切の作物はなく保安全管理がされている状態です。西側の区画も別の会社の資材置場がすでにございまして、農地エリアとそうでないエリアの住み分けは比較的是っきりしていると思われ。幅員もしっかりした公道に面しており、向かい側は果樹が主に植わっている農地ですので、特段問題ないものと判断いたしました。ご審議の程をよろしく願いいたします。

○議長

つづきまして、現地調査A班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。委員お願いいたします。

○委員

本日、現地調査をしてまいりました。申請地ですけれども、転用目的、計画面積、位置的などところですね、それから用排水、被害防除等、見たわけですけれども、水路もきちんと設置がしてありまして、特に問題はないかと思っております。以上です。

○議長

ただいま、事務局から第2号議案受付NO1について議案説明と担当地区委員、現地調査A班班長から説明・報告がありました。この説明・報告に対してご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第2号議案受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、第2号議案受付NO1について、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第3号議案「農用地利用集積等促進計画（農地売買等事業）について」を議題といたします。2件の案件が申請されています。受付NO1及び受付NO2について、一括して事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第3号議案の受付NO1及び受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1及び受付NO2についての説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第3号議案、受付NO1及び受付NO2について、所有権を移転することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1及び受付NO2については、所有権移転を承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第4号議案「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業）に関する意見聴取について」を議題といたします。この件につきまして、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第4号議案について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から第4号議案、農用地利用集積等促進計画についての説明がありました。説明についてご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第4号議案、農用地利用集積等促進計画について承認することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、農用地利用集積等促進計画について、承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第5号議案「農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。3件の案件が申請されています。まず、受付NO1について審議を行います。この件につきましては、農林水産課農業振興係から説明を受けたいと思います。お願いいたします。

○農林水産課農業振興係

(第5号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、農林水産課農業振興係から、受付NO1について説明がありましたが、何かご質問、ご意見はございませんか。はい、委員。

○委員

●●さんは農振地域の申請はしてあるんですよね。

○農林水産課農業振興係

農振地域への編入がこの申請になります。

○委員

許可はいつでるんですか。

○農林水産課農業振興係

スムーズにいつて、年度内くらいと思います。先月の●●さんや●●さんと同じタイミングで許可がでるように進めています。

○委員

はい、わかりました。

○議長

ほかに、ご質問、ご意見ございませんか。

(なしの声)

○議長

ほかに、ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第5号議案、受付NO1について、宗像市長に対して、農用地区域内への編入を可とする意見書を提出することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、宗像市長に対して、農用地区域内への編入を可とする意見書を提出いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について、引き続き、農林水産課農業振興係より説明を受け

たいと思います。農林水産課農業振興係、説明をお願いいたします。

○農林水産課農業振興係

(第5号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、農林水産課農業振興係から、受付NO2について説明がありました。何かご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第5号議案、受付NO2について、宗像市長に対して、農用地区域内への編入を可とする意見書を提出することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2について、宗像市長に対して、農用地区域内への編入を可とする意見書を提出いたします。

○議長

つづきまして、受付NO3について、引き続き、農林水産課農業振興係より説明を受けたいと思います。農林水産課農業振興係、説明をお願いいたします。

○農林水産課農業振興係

(第5号議案の受付NO3について、資料により説明)

○議長

ただいま、農林水産課農業振興係から、受付NO3について説明がありました。何かご質問、ご意見はございませんか。委員。

○委員

すみません。地元の農業委員として補足で説明をさせていただきます。ここは私も以前耕作したことがあります。非常に耕作難地です。説明でもありましたように、ため池の老朽化による漏水で水が入らなくなった、つまり水稲が作れなくなったということになりまして、どうしようかという話がずっと地元の自治会、農事、水利組合等であり、農業委員としても農地を守るのが使命と承知していますが、農地の維持が難しいのではないかと。ということで今回このような判断をしております。調整池を造るということがありましたけれども、そこに関しましても、あふれた水がどんどん下に流れてくるというかたちになりますので、毎年2回の水質検査を行い、対策するようにしています。なかなか農振農用地を外すということは難しいと思いますが、このような状況から私は妥当であると判断しておりますので、どうぞご審議をお願いいたします。

○議長

ただいま、委員より補足説明がありました。ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。委員。

○委員

残土はどういう残土ですか。●●が持ち込むのは。

○委員

開発残土ですね。いわゆる、山を切り開いた、別の地域で山を切り開いて余った土ですね。何かを崩した、悪いものを持ってくるようなことはないと思います。

○委員

●●は、地元の業者ですか。

○委員

●●さんは地元、●●の業者です。

○農林水産課農業振興係

付け加えますと、その他の今、同じ開発で林地開発であるとかそういったこともあわせて、県であるとか市の方で協議を進めております。●●はこれまでこれだけの開発をされておりますので、宗像市としても実績があって、みなさんが心配されるようなものを持ってこられる業者さんでないということはもちろん、これまでの実績で確認はしておりますので、その情報は都市計画部門ときちんと共有しております。

○委員

これ、ため池を造るから水が溜まりますよね、それは下の流域の方に流れ込まないようにするのですか。

○委員

あふれた水がオーバーフローしないように下に流します。排水路に流します。そこで、田んぼに影響がでるといけないので、水質検査、以前から実はやっているんですけど、23ページを見てください。●●という池がありますが、すでに参考資料のように埋め立てることになっています。この周囲すでに埋められています、この水質検査もずっとやっておりました。10年以上前からになりますか、そこからあふれた分が下にくるんですけども、農水としての問題ない基準の結果がずっとでておりますので、信頼して新しくできる調整池についても地元としては水質検査を行っていく予定でございます。

○委員

●●は、今はないんですか。

○委員

まだあります。貯水池として機能を果たしてないんですけども、まだ農地が付帯している池ですので、ここが外れない限り埋めることはしていません。

○委員

この下の田んぼにも●●から給水しているんじゃないんですか。

○委員

●●からです。すでに貯水能力がないので、逆に中途半端に溜まって壊れたら怖いので水は抜いています。

- 委員
この下の田んぼは、田んぼとして使ってない。
- 委員
使ってない。使えてないです。
- 委員
●●12番1の田んぼが一番下にありますよね。これより下の田んぼは。
- 委員
ないです。
- 委員
耕作してない。
- 委員
耕作してないです。水がこないのです。
- 委員
今度、調整池ができますよね。
- 委員
農水として利用しません。
- 委員
それは川に流す。
- 委員
用水路から川に流れます。
- 委員
その川は用水路の水として使う。
- 委員
使います。だから水質検査を行います。
- 委員
でも水質検査で問題があったらどうするのですか。
- 委員
今まで水質検査をしていただいて、異常がなかった、信頼して今回の判断になっています。
- 会長
結局、赤水が発生した場合など、工事業者と地元が協議をしてきちんと対応することになっているんですよね。
- 委員
そうです。
- 議長
ほかに、ご質問、ご意見ございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第5号議案、受付NO3について、宗像市長に対して、農用地区域内からの除外を条件付きで可とする意見書を提出することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO3について、宗像市長に対して、農用地区域内からの除外を可とする意見書を提出いたします。

○議長

それでは最後に、報告事項の報告を行います。報告事項は1件であります。報告事項第1号「農地法第5条の規定による届出について」が提出されております。宗像市農業委員会事務局処務規程第6条第3号の規程により、事務局長が専決処分を行っていますが、農林事務次官通達により、直近の総会で報告することになっております。この件につきまして、事務局から報告を受けたいと思います。

○事務局

(報告事項第1号について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から報告事項第1号の報告がありました。この件につきましては、報告になりますが、何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

○議長

お諮りいたします。本委員会総会中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本委員会総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、令和7年10月定例農業委員会総会は閉会いたします。